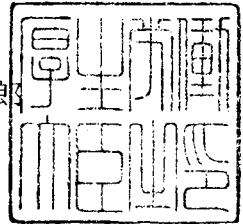


厚生労働省発食安第0207001号  
平成 1 8 年 2 月 7 日

薬事・食品衛生審議会  
会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



諮 問 書

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

畜水産食品中に残留する次の動物用医薬品の基準設定について

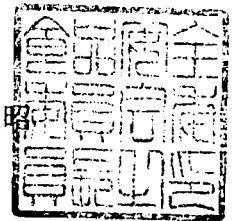
鶏大腸菌症不活化ワクチン



府食第184号  
平成18年 3月 9日

厚生労働大臣  
川崎 二郎 殿

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成18年1月6日付け厚生労働省発食安第0106002号をもって貴省から当委員会に対して求められた鶏大腸菌症不活化ワクチン（“京都微研”ポールセーバーEC）に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細をまとめたものは別添のとおりです。

記

鶏大腸菌症不活化ワクチン（“京都微研”ポールセーバーEC）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。